

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年5月22日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association
ほか>
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・グリーンボンドガイドライン（環境省）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

・ oughぎんサステナビリティ・リンク・ローン（自行評価型）
KPIの重要性評価及びSPTsの妥当性評価・検証等を外部機関ではなく自行内にて行う点において、サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに適合しないため、I. に準じる投融資として定義する。

以下の要件をすべて満たす融資であること。

- ・ 融資先が温室効果ガスの排出量削減、省エネルギー住宅（建物）の施工割合増加などの気候変動対応に紐づくKPIを設定していること
- ・ 設定したKPIと関連したサステナビリティ経営を実践することが具体的な方針および計画に基づき表明されていること
- ・ 顧客自らまたは外部機関により、一貫した方法に基づき測定が行われている、またはその測定方法について開示されており測定方法が適切と判断できること
- ・ 融資先が設定した野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の達成状況に応じて適用金利が変動すること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、サステナビリティ委員会で審議のうえ、上記サステナビリティ・リンク・ローンについて中長期目標を設定しているサステナブルファイナンスの対象のひとつとして定義しています。

当行独自の基準については、本融資のフレームワークに関して外部評価機関より環境省等が策定したガイドラインに整合的である旨の第三者意見（セカンドオピニオン）を取得しており、当行地域振興部が適合性の確認・検証を行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

・ポジティブ・インパクト・ファイナンス

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること

②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること

③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること

④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者評価機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、サステナビリティ委員会で審議のうえ、上記ポジティブ・インパクト・ファイナンスについて中長期目標を設定しているサステナブルファイナンスの対象のひとつとして定義しています。

「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としており、適合性については所管部署にて確認を行っております。

以 上